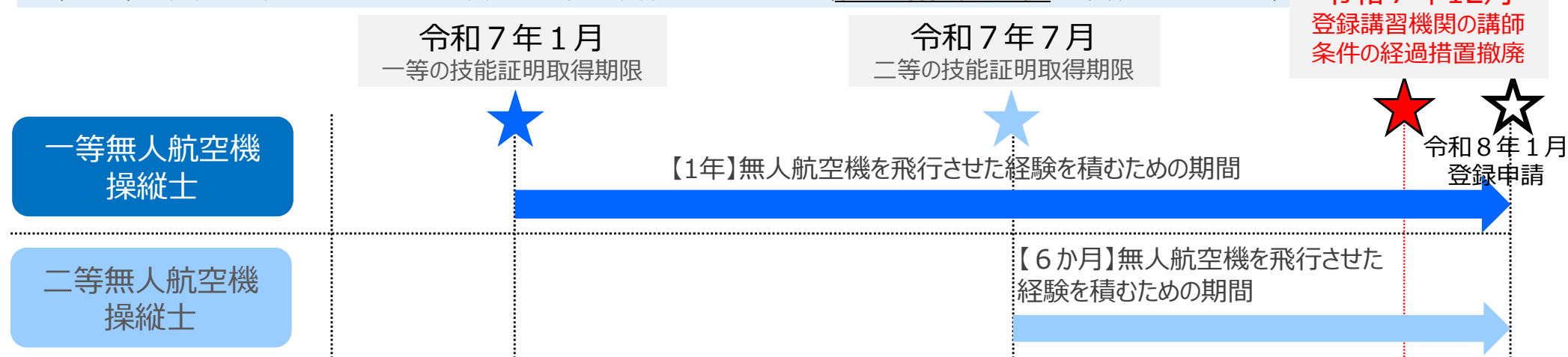


登録講習機関の講師条件の経過措置撤廃の期限について

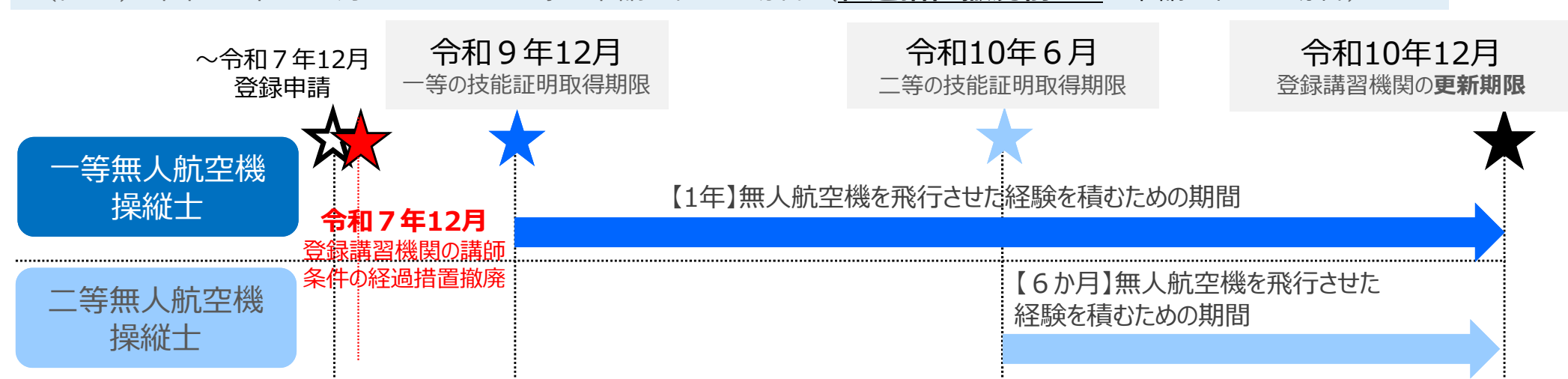
-回転翼航空機（マルチローター）に係る講習事務を行う機関に限る

- ✓ 令和7年12月5日をもって、回転翼航空機（マルチローター）に係る講習事務を行う講師の条件に関する経過措置を撤廃することとする。
- ✓ 経過措置撤廃後（令和7年12月6日～）に登録申請を行う場合にあっては、遅くとも、一等の講習を行う講師は登録申請の一年前、二等の講習を行う講師は登録申請の6か月前までに技能証明を取得し、そこから一等の講師は1年、二等の講師は6か月の飛行経験を積んでいる必要がある。
- ✓ 経過措置撤廃前（～令和7年12月5日）に登録申請を行う場合（又はすでに登録を受けている場合）は、遅くとも、一等の講習を行う講師は経過措置撤廃以降の登録講習機関の更新期限※の一年前、二等の講習を行う講師は経過措置撤廃以降の登録講習機関の更新期限※の6か月前までに技能証明を取得し、そこから一等の講師は1年、二等の講師は6か月の飛行経験を積んでいる必要がある。（※経過措置撤廃日から登録講習機関の更新期限までの期間が1年に満たない場合は、次の更新期限とする（例5参照））

（例1）令和7年12月6日以降に登録の申請を行う場合（経過措置撤廃後に申請を行う場合）



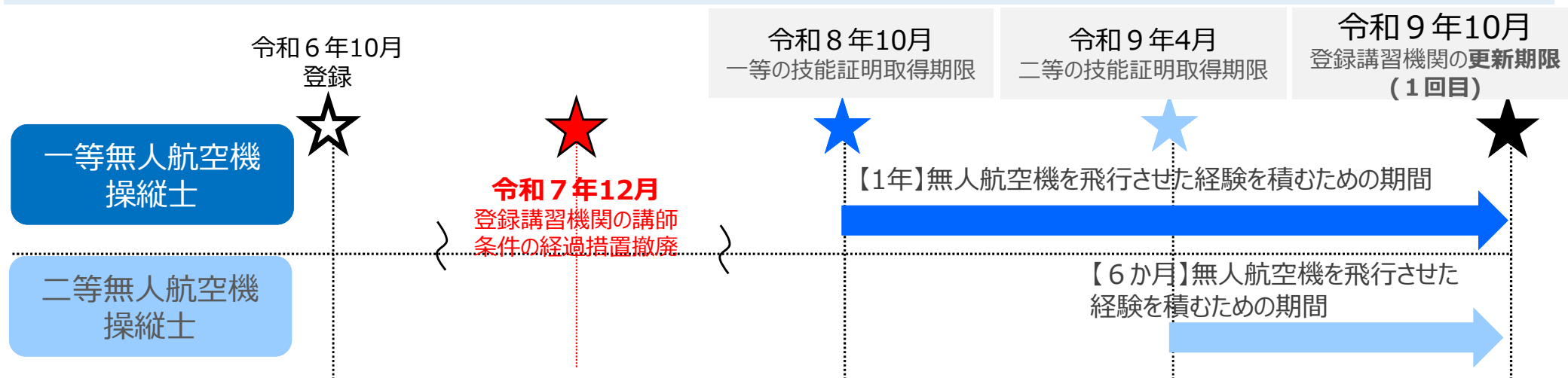
（例2）令和7年12月5日までに登録の申請を行った場合（経過措置撤廃前までに申請を行った場合）



登録講習機関の講師条件の経過措置撤廃の期限について

-回転翼航空機（マルチローター）に係る講習事務を行う機関に限る

（例3）令和7年12月5日までに登録を受けていた場合（経過措置撤廃後に更新期限を迎える場合（例5除く））



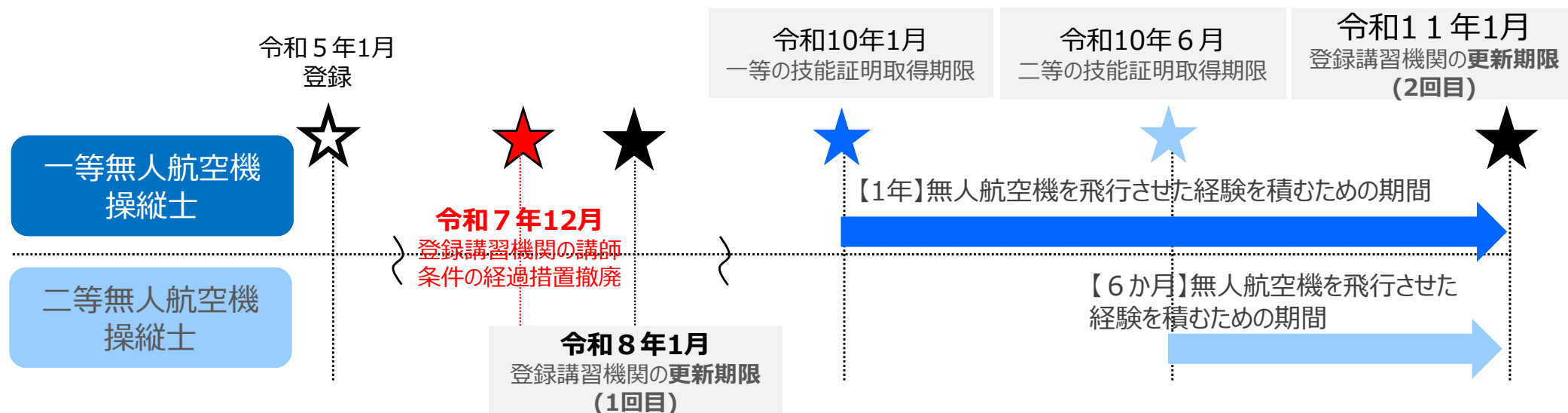
（例4）令和7年12月5日までに登録を受けていた場合（経過措置撤廃前までに更新期限を迎える場合）



登録講習機関の講師条件の経過措置撤廃の期限について

-回転翼航空機（マルチローター）に係る講習事務を行う機関に限る

（例５）令和７年１２月５日までに登録を受けていた場合（経過措置撤廃後に更新期限を迎える場合で、経過措置撤廃日から当該更新期限までの期間が１年に満たない場合）



* * * * *

Q

講師要件の撤廃後は、限定変更についても技能証明取得後から規定の期間、無人航空機を飛行させる必要があるのでしょうか？

A

講師の方が講習を行おうとする限定変更の内容についても、一等は１年、二等は６か月の期間、当該技能証明取得後にその限定変更の飛行の方法も含めて無人航空機を飛行させている必要があります。